



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40
三井生命福岡祇園ビル3階

発行人 会長 梅原 祐治

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

平成28年1月からマイナンバーの利用が始まっています!

<源泉徴収票に従業員とその配偶者や扶養親族のマイナンバーを記載します>

平成28年1月から、従業員に給与を支払っている事業者は、従業員本人とその控除対象配偶者、及び控除対象扶養親族等の個人番号(マイナンバー)が記載された「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を従業員から取り付ける必要があります。また、この扶養控除等(異動)申告書の提出を受けた事業者は、その申告書や交付する源泉徴収票

に事業者自身のマイナンバーも記載しなければなりません。11月末を目途に従業員の皆さまより確認をお願いします。

なお、会員の皆さま(事業主)は、平成28年分の確定申告(平成29年3月申告分)より、マイナンバーを記載して申告することになります。その他、ご不明な点がございましたら事務局までお尋ねください。

【給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の記載例】

平成 26 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

扶

京橋 東京国税局 株式会社 国税 大塚 45-1-20 本人

千代田 9876543210987 123456789012

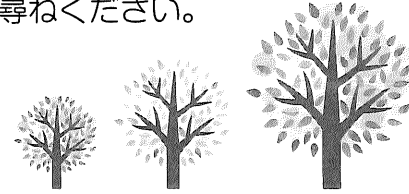
千代田 東京国税局 国税 花子 45-1-20 扶養親族

234567890123 456789012345 567890123456

給与の支払者の「個人番号又は法人番号」を記載します。

給与所得者の「個人番号」を記載します。

控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の「個人番号」を記載します。



消費税の届出書の提出はお済みですか?

消費税の申告には各種の届出書が必要です(平成29年分消費税課税事業者のために)

消費税の免税事業者の方であっても、課税事業者の届出をすることにより、消費税が還付される場合があります。来年以降、事業用償却資産等の資産(建物等)の取得を予定されている事業者の方は必ず事務局までご相談ください。届出がない場合には、消費税の還付が受けられなくなります。(課税事業者になるための届出提出期限は平成28年12月31日です。)(注2)

なお、平成27年分課税売上高が1,000万円を超える事業者の方、または平成28年1月1日から6月30日まで(特定期間)の課税売上高と支払給与総額のいずれもが1,000万円を超えている方は、平成29年分は消費税の課税事業者となります。

※この表は個人事業者のみに適用します。

届出が必要な場合	届出書名	提出期限等
基準期間における課税売上高(平成27年分)が1,000万円超となったとき、または特定期間における課税売上高及び支払給与総額のいずれもが1,000万円超となったとき	消費税課税事業者届出書	事由が生じた場合、速やかに提出する
簡易課税制度を選択しようとするとき(注1)	消費税簡易課税制度選択届出書	平成28年12月31日 (適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで)
免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするとき(来年以降、償却資産等の資産の取得を予定されている事業者は要検討)(注2)	消費税課税事業者選択届出書	平成28年12月31日 (選択しようとする課税期間の初日の前日まで)

(注1) 平成27年分の課税売上高が5,000万円以下の事業者に限ります。

※一定の条件に該当する場合は、3年間は簡易課税制度を選択できません。

(注2) いったん課税事業者選択届出書を提出すると、事業を廃止するときを除き、2年間は免税事業者に戻ることはできません。

※一定の条件に該当する場合は、2年間ではなく3年間は免税事業者に戻ることはできません。

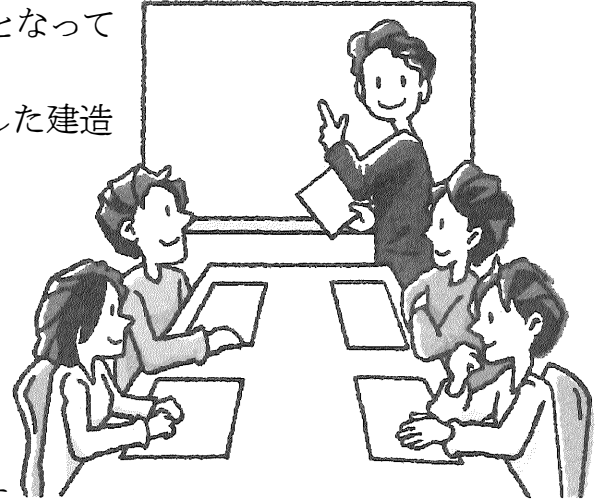
シリーズみんなの税制改正

● 建物付属設備・構築物の減価償却

建物付属設備・構築物の減価償却方法について、定率法が廃止されました。平成28年4月1日以後取得するものについては定額法のみとなります。

ちなみに建物付属設備とは、電気設備・水道設備等、建物と一体となって機能を発揮する設備のことです。

また構築物とは、アスファルトや砂利による舗装等、土地の上に定着した建造物、土木設備のことをいいます。



● 少額減価償却資産の特例延長

青色申告をしている中小事業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、即時償却できるという特例が平成30年3月31日まで延長されました。

ちなみに即時償却とは、取得した資産の法定耐用年数にかかわらず、購入した年に購入価額の全額を経費に計上する償却方法です。

建物付属設備・構築物の減価償却については、飲食店や美容室など店舗を開店するときや不動産賃貸業で駐車場を整備するときが多い話です。

少額減価償却資産の特例は10万円以上30万円未満の備品等を購入する場合ですので、多くの皆さんに関係します。こちらは気を付けておいてください。



事務局からのお願い

減価償却に関連して、同封しております「平成28年分減価償却資産異動表」を10月31日(月)までに、FAXまたは郵送にてご連絡ください。上の記事にあります少額減価償却資産を即時償却する場合であっても、異動表に記載のうえ、ご連絡ください。なお、すでに当会までご連絡いただいております方につきましては必要ありません。ご協力のほどよろしくお願い致します。

小規模企業共済「増額」「前納」をお勧めします！

当会で取り扱っております「小規模企業共済」(事業主及び共同経営者の退職金制度)は、月額1,000円～70,000円までの範囲内で500円単位の増額が可能です。例え500円(年間6,000円)であっても、毎年時期を決めて計画的に増額することをお勧めします。

さらに、掛金を1年分前払いすることで、その全額を支払った年の所得税と住民税の所得控除にできます。平成28年分の所得が多くて、税額が多額になりそうな方はぜひご検討下さい！

- 現在、月払いにて加入中の方が、前納される場合 → **11月11日(金)までに申し込み**
- 現在、未加入の方が加入と同時に前納される場合 → **12月22日(木)までに申し込み**

予今月の行事	行事予定日	行事内容
予今月の行事	10月5日(水)～6日(木)	講習会へ講師派遣のため、記帳確認等はできない場合がございます。来会のご予約の際にお問い合わせ下さい。
	10月11日(火)～13日(木)	
	10月20日(木)～26日(水)	
	10月18日(火)～19日(水)	北部九州ブロック大会(福岡市) ※詳細は先月号掲載

祇園支部NEWS

メール: info@aoiro-f.com
 H P: http://aoiro-fukuoka.seesaa.net/
 Tel:092-283-7177 Fax:092-283-7176
 当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

ギリギリのお知らせになってしまいましたが、繁盛する飲食店セミナーを10月3日(月)に開催いたします。あの有名店「串揚げ 串匠」の現役オーナーに講演いただきますので、興味のある方はお問い合わせください！串揚げって高カロリーでおいしいですね。1番好きな具材はヒレカツです。どうぞよろしくお願いします。